

外来種被害防止行動計画（仮称）の骨子案

前 文

<簡潔にポイントのみを記述>

- ・ 生物多様性保全の重要性。生態系サービスを支える生物多様性。
- ・ わが国の生物多様性の現状の概説。
- ・ 生物多様性総合評価報告書の評価（外来種による危機の進行）。
- ・ 生物多様性だけでなく、人の生命・身体や農林水産業にも被害を及ぼす。
- ・ 外来種問題やその対策の歴史的背景、愛知目標の採択、生物多様性国家戦略 2012-2020 の策定。
- ・ わが国の生物多様性が維持保全され、生態系サービスを持続的に享受できることは国家的な課題。
- ・ 本計画の位置づけ、策定者。（生物多様性国家戦略に基づく外来種対策についての行動計画として、国（環境省・農林水産省・国土交通省）が策定）
- ・ 本計画の目指すもの。（社会経済における外来種対策の主流化等）

第 1 章 基本認識及び目標

- ・ 行動計画の構造（図 1 . 行動計画の構造）用語の定義。
- ・ 外来種問題の範囲を規定（国内・国外由来の外来種のほか、外来種に関連する問題として生物の移動に伴う遺伝的攪乱の問題も取り扱う旨を明記。）（図 2 . 外来種問題の概念図）
- ・ 本計画では、外来種による生態系、人の生命・身体又は農林水産業に係る被害を防止するための対策を取り扱う。

第 1 節 外来種問題の基本認識

- ・ 外来種問題の構造、国民との関わり。
- ・ グローバル化の進行に伴い、新たな外来種が侵入・定着する機会がこれまで以上に増大していることを認識。
- ・ 外来種による在来種との競合や交雑等の脅威により生物多様性が危機的状況にあることを具体的事例を交えて記載。
- ・ 外来種は生物多様性を脅かすだけでなく、人の生命・身体や農林水産業への被害など、社会経済活動にも深刻な影響を与える可能性がある。
- ・ こうした侵略的外来種は、在来種であるシカやイノシシとは異なり、わが国の自然環境下にはならない存在である。
- ・ また、反対にわが国の在来種が海外で侵略的外来種となっている事例もある。
- ・ 一方で、家畜、栽培植物、園芸植物、漁業対象種等として、国民の生活を豊かにし、生活に欠かせない有用な外来種も古くから存在しており、外来種との適切な関わり方を考

1 える必要がある。

- 2 ・ 科学的に解明されていない事象が多いこと及び一度損なわれた生物の多様性を再生す
3 ることは困難であることから、予防的観点から対策を実施する必要がある。
- 4 ・ 対象種の定着状況（未定着、定着初期、分布拡大期、蔓延期）によって取るべき戦略が
5 大きく異なってくるため、定着段階に応じた戦略を立てて対策を実施することが必要で
6 ある（図3：外来種の定着状況と防除の困難度）。
- 7 ・ 定着段階が進むにつれて対応が困難になることから、「入れない」「捨てない」「広げな
8 い」の外来生物被害予防三原則に則って対策を講ずべき。
- 9 ・ 特に「捨てない」については、「ペットや観賞用の生物を野外に放つこと」や「外来種
10 がいることで種数が増えること」が良いことと考える誤解があるため、適正飼養と飼養
11 終了時における適正な措置の重要性と野外に放つことの悪影響についての普及啓発の
12 強化が必要。
- 13 ・ 定着してしまった外来種への対策としては、早期発見と早期防除といった定着初期段階
14 での対応が極めて重要であり、被害が顕在化する前に対応する方が、被害が顕在化して
15 から対応するのに比べ、根絶が容易であり、コストを抑えることができる。
- 16 ・ 広域に分布しているなど、根絶が困難な外来種への対策としては、封じ込めによる拡散
17 の防止や低密度管理による被害の低減を実施することが必要。
- 18 ・ 外来種の根絶や広域に分布・拡大する外来種の封じ込めは容易ではないが、島嶼部など
19 で在来種の回復等の防除による効果が確認されている事例が生まれてきている。
- 20 ・ 外来種問題は多岐に渡り、全国各地で、さまざまな環境において、さまざまな外来種に
21 よって被害が生じており、外来種の被害を防止するためには、国、地方自治体、事業者、
22 NGO・NPO等、国民など社会全体で連携して進めるべき。

23 第2節 外来種対策をめぐる主な動向

- 24 ・ 侵略の生態学、世界環境保全戦略、生物多様性条約、生物多様性国家戦略、外来生物法
25 制定等のこれまでの外来種問題やその対策の流れを記載。
- 26 ・ 平成24年度の中央環境審議会による「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべ
27 き必要な措置について」の概略を記載。

28 第3節 行動計画の目的と役割

- 29 ・ 行動計画の最終的な目的は、わが国の生物多様性の保全等を図ること。それに向けて、
30 外来種対策を社会の中で主流化するための基本的な考え方や各主体の外来種問題に対
31 する行動指針を提示。
- 32 ・ 外来種を取り巻く問題が国、地方自治体、事業者、NGO・NPO等、国民等の様々な主体
33 に広く認識され、各主体が社会経済活動の中で必要な外来種対策を実施するようになる
34 ことを「外来種対策の主流化」と呼ぶ。
- 35 ・ 行動計画の策定により、
36 ・ 外来種の取扱いに関する国民全体の認識の向上と各主体による適切な行動の促進

- ・優先度を踏まえた効果的・効率的な防除の推進
 - ・多様な主体の役割分担と連携に基づく広域的な防除の推進
 - ・非意図的に導入された外来種や国内由来の外来種の対策の推進
- といった効果が期待される。

第4節 行動計画の対象及び目標

- ・行動計画の対象は国を含む各主体。
- ・国は、わが国全体の外来種対策の方針を示し、外来種対策を主導的かつ総合的に推進する必要がある。
- ・その他の各主体に対しては、行動計画に記載する基本的な考え方及び各主体の行動指針に従って行動することが期待される。
- ・生物多様性国家戦略の100年計画の外来種に関する記述、長期目標、短期目標等を踏まえ、行動計画の目的を達成するための、2020年目標と、外来種対策を主流化させるための8つの基本的な考え方及び行動を提示。
- ・8つの行動に対応する個別目標を記載。

第2章 基本的な考え方及び行動指針

第1節 社会において外来種対策を主流化するための基本的な考え方

- ・ここでは、外来種対策の現状をふかんした上で、外来種対策を進展し、外来種対策を主流化するための8つの基本的な考え方を示す。

1 外来種対策の理解と協力を得るための普及啓発と教育の推進

- ・外来種対策の主流化を推進するため、外来種に係る普及啓発、教育の強化が必要。
- ・普及啓発の実施にあたっては、外来種に対する認識を深めてゆく段階を「気づき・認識」「理解・自分ごと化」「行動」の三つの段階に区分し、各段階に応じて、適切な方法を選択する必要がある（図4. 外来種対策の主流化に向けた戦略的な普及啓発の段階と目標）。

【気づき・認識の段階】

- ・野生化している外来種への餌付けがみられたり、捕獲や防除の理解が得られていない等、外来種問題への対策について、普及啓発が不十分なため、国民の理解や協力が十分に得られておらず、第一段階として、外来種問題の存在に気づき、外来種がさまざまな被害をもたらす存在であるという認識を国民全体に浸透させることが必要
- ・本段階に該当する普及啓発や教育の媒体としては、国や地方自治体が作成したパンフレット、メディア等関係者による報道、教科書などが考えられるが、報道により認識されることが多く、適切な報道が必要。
- ・将来に向け国民全体に外来種問題や、その対策の必要性についての認識を浸透させるため、学校教育を含め、適切な教育が推進されるよう、教育者や指導者向けの啓発、プロ

1 グラムの開発等も必要。

2 【理解・自分ごと化の段階】

- 3 ・ 第二段階として、外来生物被害予防三原則「入れない」「捨てない」「広げない」の理解・
- 4 遵守など、外来種問題や外来種対策の必要性についての共通認識を形成することが必要。
- 5 ・ 特に「捨てない」については、「ペットや観賞用の生物を野外に放つこと」や「外来種
- 6 がいることで種数が増えること」が良いことと考える誤解があるため、適正飼養と飼養
- 7 終了時における適正な処理の重要性と野外に放つことの悪影響についての普及啓発の
- 8 強化が必要。（再掲）
- 9 ・ 本段階に該当する普及啓発の媒体としては、国や地方自治体のホームページや出張授
- 10 業・説明会、メディア等関係者による特集番組、博物館等による企画展・講座・シンポ
- 11 ジウムなどが考えられる。
- 12 ・ 外来種問題が社会に与える様々な影響についての見解（動物愛護との関係、交雑するこ
- 13 とが近親交配の防止になるのではといった疑問等）をまとめたものを記載。
- 14 ・ 関心を呼びやすい人の生命身体や農林水産業への被害のみでなく、生態系被害について
- 15 も国民の理解の向上が急務であり、さらなる対応が必要。
- 16 ・ 教育機関や、水族館、動物園、植物園、自然系博物館等と連携した普及啓発を行うこと
- 17 も必要。

18 【行動の段階】

- 19 ・ 第三段階として、外来種対策活動への参加・協力・主催といった行動につなげる普及啓
- 20 発が必要。
- 21 ・ 本段階に該当する普及啓発の媒体としては、防除マニュアルや講習会、防除活動への参
- 22 加を呼びかけるホームページや会報などが考えられる。
- 23 ・ 幅広い主体の参画を促すため、各主体の役割分担の整理とその普及啓発が必要。

24
25 **2 優先度を踏まえた外来種対策の推進**

- 26 ・ 効果的、効率的な対策を実施するため、対策の優先度を踏まえて、対策の優先度の高い
- 27 種や地域を選定し、予算と人的資源を集中させることが必要。
- 28 ・ 国や地域ごとに生物多様性戦略や侵略的外来種のリストを作成し、その中から対策の優
- 29 先度の高い種や地域を選定し、対策を実施すべき。
- 30 ・ 対策の優先度は、「被害の深刻度（質）」と「被害規模（広がり・量）」によって「対策
- 31 の必要性」を判断し、対策を効果的に実施できるかについて検討した上で設定すべき。

32
33 **3 侵略的外来種の導入の防止（予防）**

34 **（1）意図的に導入される外来種の適正管理**

- 35 ・ 「入れない」「捨てない」「広げない」の外來生物被害予防三原則の遵守が重要。
- 36 ・ 中でも「入れない」ことが、最も効果的・効率的な対策であり極めて重要。
- 37 ・ 意図的導入に当たっては、産業用（緑化、天敵利用、受粉等）、食用（養殖等）、飼料用
- 38 （生き餌等）、観賞用（ペット・園芸用）、学術研究用（展示・実験等）として利用して
- 39 いる実態がある。

- 1 ・ 「入れない」については、特定外来生物においては外来生物法で輸入等の規制がなされ
2 ているが、それ以外の外来種については、産業動物やペット業界において、新たな生物
3 の導入に際しては慎重な評価・判断が期待される。
- 4 ・ 「捨てない」については、「ペットや観賞用の生物を野外に放つこと」や「外来種がい
5 ることで種数が増えること」が良いことと考える誤解があるため、適正飼養と飼養終了
6 時における適正な措置の重要性と野外に放つことの悪影響について普及啓発の強化が
7 必要。（再掲）
- 8 ・ また、動物愛護管理法における所有者による動物の「逸走の防止」や「終生飼養」の努
9 力義務規定（平成 25 年 9 月 1 日施行の改正法）や、ペット業者による販売時の説明義
10 務（寿命、大きさ等）についても、周知徹底を図ることが必要。
- 11 ・ 逸出を防止するため、飼養等許可された特定外来生物については適正な管理を徹底。
- 12 ・ 大量に飼養がなされ、特定外来生物に指定すると飼い主が無責任に野外に放つことが懸
13 念されるミシシippアカミミガメや外来クワガタムシ等の外来種について、段階的な規
14 制を行う等、大量に野外に放たれること等の影響が出ないように配慮した対策を行うこと
15 が必要。
- 16 ・ 緑化植物、牧草、水産種苗等についても言及。（内容は侵略的外来種リスト作成会議で
17 の議論も含めて記述）
- 18 ・ その他のやむを得ず利用される侵略的外来種の管理に際しては、逸出等による危険性を
19 考慮することが必要。
- 20 ・ 代替種の開発と利用にあたっては、その種が新たに生態系等に係る被害を及ぼすことが
21 ないよう留意しつつ、促進することが必要。
- 22 ・ 外来種の適正利用に係る課題とその対策（代替利用を含む）に係るさらなる検討が必要。
23
- 24 **（ 2 ）非意図的な導入に対する予防**
- 25 ・ 非意図的導入に関する問題、現状（輸入品・国内物流における車両や資材への付着・混
26 入、バラスト水、船体付着等）の全体像を説明。
- 27 ・ 意図的導入に比して遙かに対処しにくい課題であることを認識。
- 28 ・ 海外からの非意図的な導入に対する予防については、経路の特定に伴う輸入品の生産、
29 移動段階での対策の可能性、水際対策の可能性、モニタリング及び確認された場合の早
30 期防除の可能性の 3 つの観点から対策を行うことが重要（モニタリング及び早期防除に
31 ついては「 5 効果的、効率的な防除の推進」で記述）。
- 32 ・ 輸入品等の付着・混入については、経路の特定に伴う輸入品の生産、移動段階での予防
33 的対策として、「どこから、どうやって、何が侵入してくるか」を特定して、生産、輸
34 入業者に対してどのような配慮を求めることが可能かを検討することが重要。
- 35 ・ まずは、侵入経路や種別に具体的に注意すべき分類群、地域、産品を特定することが必
36 要。
- 37 ・ 非意図的導入に関する経路解析の研究は、外来種対策にとって重要な分野であるものの、
38 ほとんど研究がおこなわれていない。より一層の研究の推進が必要。

- 1 ・ 通関時の検査等で特定外来生物が確認された際に駆除できる枠組みの整備が必要。
- 2 ・ 輸入品等に付着・混入して入ってくる外来種のうち、ヒアリについては、人の生命・身
- 3 体に重大な被害を与えるため、ヒアリについて国民が広く認識するための普及啓発の実
- 4 施と、早期発見と早期対応のための連携体制を整えることが必要。
- 5 ・ 国内の移動に伴う非意図的な導入については、国内全域における物流の状況も踏まえ、
- 6 特に、オオヒキガエル等の生態系等に係る被害が大きく、また拡散されるおそれの高い
- 7 外来種及び生物多様性保全上重要な地域については注意すべき行為や経路の把握に努
- 8 め、実行可能な対策を検討することが必要。
- 9 ・ バラスト水については、「寄港国検査におけるサンプリング方法の確立」「バラスト水処
- 10 理装置の開発と供給体制の確立」等の課題があり、バラスト水管理条約の発効に至って
- 11 いないが、条約の発効に向けて、バラスト水処理装置の承認やバラスト水処理技術等に
- 12 関する基礎情報の収集等の準備が進められている。
- 13 ・ 船体付着については、「船舶防汚システムの活性物質のリスク評価方法」の国際標準(I
- 14 S O)化等が進められており、防汚塗料に伴う化学的環境リスク(化学物質の残留毒性
- 15 などによる沿岸生態系への危険性)と外来種の侵入リスクの相反するリスクを踏まえて
- 16 対応を行うことが必要。

17

18 4 効果的、効率的な防除の推進

- 19 ・ 防除に関する課題と現状を説明。
- 20 ・ 対象種の定着状況(未定着、定着初期、分布拡大期、蔓延期)によって取るべき戦略が
- 21 大きく異なってくるため、定着段階に応じた戦略を立てて対策を実施することが必要で
- 22 ある。(再掲)
- 23 ・ 定着してしまった外来種への対策としては、早期発見と早期防除といった定着初期段階
- 24 での対応が極めて重要であり、被害が顕在化する前に対応する方が、被害が顕在化して
- 25 から対応するのに比べ、根絶が容易であり、コストを抑えることができる。(再掲)
- 26 ・ 新たに侵入してくる外来種に対するモニタリングについては、侵入の危険性の高い地域
- 27 を特定し、限られた予算と人的資源の中で有効なモニタリングを実施していくことが必
- 28 要。(再掲)
- 29 ・ 広域に分布しているなど、根絶が困難な外来種への対策としては、封じ込め(拡散の防
- 30 止)や低密度管理(被害の低減)を実施することが必要。(再掲)
- 31 ・ 対策の優先度に基づく戦略的な防除を、各主体の連携の下、実施していくことが重要。
- 32 ・ 対策の優先度や定着段階に基づく最終目的の達成を見すえた現実的な目標設定が重要。
- 33 ・ モニタリングの実施と専門家の参画により、科学的・順応的な防除を実施することが重
- 34 要。
- 35 ・ 生態系回復が防除の目的である場合には、防除による在来種への影響、生物間の相互作用
- 36 を考慮し、当該地域の生態系管理の一環として、国立公園等の管理や希少種の保全等
- 37 とも連動させて実施することが重要。
- 38 ・ 生物多様性の保全上重要な地域の外来種の防除に当たっては、ヤギなどの家畜、イヌ、

1 ネコ等の管理を含めた対策が必要。

- 2 ・全国各地で様々な環境において、様々な外来種によって被害が生じていることから、国、
- 3 地方自治体、事業者、NGO・NPO等、国民など様々な主体が連携して、各主体の特色を
- 4 活かした防除を推進していくことが必要。
- 5 ・様々な主体が同一の種や地域で防除を実施している場合は、多様な主体と連携した防除
- 6 の実施が必要であり、必要に応じて情報交換の場を設定することが必要。
- 7 ・防除に必要な情報を収集するとともに、情報交換の場の設定等により、各防除実施主体
- 8 において得られた個別の防除成果や教訓を共有・公開することが必要。
- 9 ・防除に当たっての留意事項として、殺処分には当たってはできるだけ苦痛を与えない方法
- 10 で実施することが必要。

11

12 5 国内由来の外来種への対応

- 13 ・外来種の問題は国境によらず引き起こされるものであり、特に、島国であり多くの離島
- 14 を有するわが国においては国内由来の外来種が時に深刻な被害をもたらしている。
- 15 ・国内由来の外来種として、特に注意すべきポイント（種類や場所の傾向）について整理
- 16 分析することが必要。
- 17 ・生物多様性保全上重要な地域から対策を検討することが必要。
- 18 ・「侵略的外来種リスト（仮称）」や地域ごとのリスト等の内容を受けつつ、特に被害の
- 19 大きいものについては防除を進めることが必要。
- 20 ・国内由来の外来種への対応を検討するに当たって、他の法令で保護されている例（ケラ
- 21 マジカ等）、産業振興のために実施されている例（放流等）があることに留意すること
- 22 が必要。

23

24 6 同種の生物導入による遺伝的攪乱に関する対応

- 25 ・多くの生物には集団間で遺伝的形質に違いが認められることから、同一種の分布域内で
- 26 あっても、生物の移動・野外放出が時として遺伝的攪乱に繋がる点を認識。
- 27 ・その一方で、遺伝的攪乱に関する科学的知見が十分に蓄積されていない状況において、
- 28 あらゆる生物の移動・導入で遺伝的攪乱が起こりうる可能性があることから、このため
- 29 の対策は社会経済活動に大きな影響を与えることを考慮。
- 30 ・遺伝的攪乱は外見上判らないことが多いことから、調査研究機関の参画、協力が必要で
- 31 あり、まずは事例などを収集して科学的知見を集積し、公表することが必要。
- 32 ・生物多様性保全上重要な地域から対策を検討することが必要。
- 33 ・最終的な導入の可否については、科学的知見を踏まえ、社会経済的な状況も考慮して、
- 34 個別に自主的に判断していくことが必要。
- 35 ・絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方（環境省、2011）
- 36 も踏まえた保全策と整合をとることが必要。

7 情報基盤の構築及び調査研究の推進

- ・ 外来種対策を進める上で、外来種に係る情報（生態学的情報、侵入・定着・被害状況等）の収集、整理を行うことが不可欠であるとともに、様々な対策を行う主体がこれらの情報にアクセスできるための情報基盤を構築することが必要。
- ・ さまざまな外来種の生物学的な知見やリスク、被害や防除の事例等の情報は重要である。それらを収集するための調査研究は推奨される。必要とされている調査研究分野を検討、分析し、結果を記載。

8 その他の対策

- ・ 外来種問題は国際的な問題であることから、わが国の対策を進める上でも国際貢献が必要。
- ・ 外来種を宿主する寄生生物、また国外由来と考えられる感染症（ラノウイルス等）などについても情報収集や対応方針が必要。

第2節 各主体の役割と行動指針

- ・ 国、地方自治体、事業者、メディア等関係者、NGO・NPO等、動物園等、教育機関、研究者・研究機関・学術団体、国民の外来種対策に係る役割を整理、取りまとめ、各々においてどのように行動すべきか行動指針を記す（図5．各主体の連携・協力の体制と役割分担）。

第3章 国による具体的な行動

第1節 外来種対策の理解と協力を得るための普及啓発と教育の推進

- ・ 社会経済における外来種対策の主流化に向けた戦略的な普及啓発の実施。
- ・ 教育機関、水族館、動物園、植物園、自然系博物館、報道機関等と連携した普及啓発の実施。
- ・ 環境省と公益社団法人日本動物園水族館協会で協定を交わし、連携を強化すること等により、外来種対策の取り組みをさらに促進させる。
- ・ 環境教育・環境学習データベースを整備し、環境教育・環境学習に関する知識、場、教材、事例などに係る情報を収集し、広く提供する。

第2節 侵略的外来種リストの策定及び優先度を踏まえた外来種対策の推進

- ・ 生物多様性国家戦略及び外来種被害防止行動計画に基づき、対策の優先度を踏まえた戦略的な外来種対策を実施。
- ・ 対策の優先度の観点のうち、「対象種の侵略性」について、基礎的な情報として侵略的外来種リスト（仮称）を作成した上で、「緊急性」の観点から「侵入初期のモニタリングと早期防除」を、「保全対象地域の重要性」の観点から「生物多様性の保全上重要な地域における外来種対策」を、「潜在的な被害の規模（広がり・量）」の観点から「広域

1 に分布する外来種への対策」を実施。

- 2 ・ 外来種被害防止行動計画の中核的な施策として、侵略的外来種リスト（仮称）を作成す
3 る。内容については愛知目標策定のための侵略的外来種リスト作成会議の結果を反映し、
4 侵略的外来種リスト（仮称）の選定基準や手順を定めた「侵略的外来種リスト作成の基
5 本方針」（第1回行動計画策定会議参考資料1-1）を掲載（当該方針に基づいてリ
6 ストを選定するが、リスト自体は行動計画から独立させる）。

7 8 第3節 侵略的外来種の導入の防止（予防）

9 1 意図的に導入される外来種の適正管理

- 10 ・ 飼養動物の適正管理の推進。
- 11 ・ 特定外来生物の中で輸入及び利用が多いセイヨウオオマルハナバチ等については、適正
12 な利用方法を徹底するとともに、代替種の利用や防除手法の技術開発等についてさらな
13 る検討を進める。
- 14 ・ ミシシippアカミミガメや外来クワガタムシ等の外来種について、段階的な規制の導入
15 を行う等、大量に遺棄されること等の影響が出ないよう配慮した対策を行うことの検討
16 を進める。
- 17 ・ 緑化植物、牧草、水産種苗等についても言及。（内容は侵略的外来種リスト作成会議で
18 の議論も含めて記述）

19 20 2 非意図的な導入に対する予防

- 21 ・ 植物防疫所等との協力体制を緊密にするとともに、アリ類、クモ類等、非意図的な侵入
22 が頻繁に生じている種群についての対策（監視の強化、マニュアル策定、輸入品等に付
23 着・混入が確認された際の処理方法に係るガイドライン等の整備等）を実施。
- 24 ・ 実現可能で効果的な水際対策のあり方について検討する旨を記載。
- 25 ・ 侵入経路の特定に努めるとともに、輸入品の生産、移動段階での対策については、海外
26 での生産、輸入業者に対して示す対策の内容を検討する旨を記載。
- 27 ・ 国内の他地域への非意図的な拡散を防止するための対策についても、脆弱な生態系を有
28 する島嶼又は高山地帯等の地域において、特に生態系等に係る被害が大きく、拡散され
29 るおそれの高い外来種について、注意すべき行為や経路を把握し、どのような対策が可
30 能か検討する旨を記載。
- 31 ・ 輸入品等（水産物等）への混入については、実態把握に努め、必要に応じて対策を検討
32 する旨を記載。
- 33 ・ バラスト水については、バラスト水管理条約の発効に備え、情報収集、処理装置の開発
34 と供給体制の確立等の対応を推進する。

35 36 第4節 効果的、効率的な防除の推進

37 38 1 侵入初期のモニタリングと早期防除

- 39 ・ リスクが大きい地域（空港・港湾周辺等）及び種群（アリ類等）については、早期発見

1 のためのモニタリングを実施し、外来種の非意図的な侵入を監視する。

2 ・ 新たな外来種が発見された場合には速やかに対応を検討、決定して、関係機関との連携
3 の下、早期防除を支援もしくは実施。

5 2 生物多様性の保全上重要な地域における外来種対策

6 ・ 対策の優先度の考え方を踏まえ、国として優先的に防除を進めるべき地域と種を選定す
7 る。

8 ・ 地域と対象種の組み合わせごとに、選定理由、取組の現状、今後の方向性、目標等につ
9 いて記述する。

10 3 広域に分布する外来種への対策

11 ・ 対策の優先度の考え方を踏まえ、国として優先的に防除を進めるべき種を選定し、選定
12 理由、取組の現状、今後の方向性、目標等について記述する。

13 4 各主体の連携体制の構築

14 ・ 関係省庁の連絡会議を設置する等、関係省庁の連携強化を図る。

15 ・ 各地方ブロックごとに地方環境事務所等が中心となって、地方自治体、国の出先機関等
16 から構成される連絡会議を設置。

17 ・ 連絡会議では、分布や防除手法、優良事例、共有できる普及啓発物等について情報収集・
18 提供を行うとともに、分布拡大地域等において、専門家等の派遣等の支援について今後
19 検討する旨を記載。

20 ・ 外来種等の見慣れない動植物が見つかった場合の情報収集体制の構築可能性について
21 検討する旨を記載。

22 第5節 国内由来の外来種への対応

23 ・ 情報収集と分析。

24 ・ 国内由来の外来種による問題の防止のための普及啓発。

25 ・ 国立公園、国有林野における保護林、世界自然遺産地域等における対策の推進。

26 ・ 地方自治体における独自の侵略的外来種リストや条例の策定や、地域独自の取組を推奨。

27 第6節 生物の導入による遺伝的攪乱に関する対応

28 ・ 事例集の策定に伴う科学的知見の集積。

29 ・ 遺伝的攪乱防止に際しての普及啓発の実施。

30 ・ 生物多様性の保全上重要な地域における対策から実施する。

31 第7節 情報基盤の構築及び調査研究の推進

32 ・ 国立環境研究所、地方環境研究所等の他の調査研究機関との協働、ネットワークの構築。

33 ・ 低密度下におけるモニタリング、防除手法の開発等の必要な調査研究の推進。

34 ・ 「侵入生物データベース」等を通じた情報プラットフォームの整備を検討する旨を記載。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17

第 8 節 その他の対策

- ・ 国際貢献の分野においても外来種対策について積極的に推進（国際的にみて、情報整備・法整備等において日本は先進的な立場であることを強調）するとともに、日本の在来種が海外で侵略的外来種になっていることについて普及啓発を行う。
- ・ 生態系等への被害が懸念される外来の感染症、寄生生物の対応方針について記述。
- ・ その他、必要なものがあれば記述。

第 4 章 実施状況の点検と見直し

- ・ 愛知目標の目標年次である 2020 年（平成 32 年）を踏まえた点検作業の実施と見直し時期の明記。

付属資料

用語集 / 参考文献一覧（報告書・関連ウェブサイト・条約法令一覧（参考資料 3）等）
/ 策定の流れ 等